

高梁市養護老人ホーム成羽長寿園高齢者虐待防止のための指針

1. 基本的な考え方

高梁市養護老人ホーム成羽長寿園（以下「施設」という。）では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 条）（以下「高齢者虐待防止法」という。）の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、万一高齢者虐待が発生した場合の再発を防止するために、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）」（以下「基準」という。）第 30 条第 2 号及び「高梁市養護老人ホーム運営規程（平成 23 年高梁市告示第 150 号）第 29 条第 1 項の規定に則り、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

（1）身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

（2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

（3）心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

（4）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

利用者の合意又は利用者の幸福に供する正当な理由なしに財産や金銭を使用すること。又は本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止のための職員体制

施設は、虐待を防止するための体制として次のとおりの職員を配置する。

（1）虐待防止に関する責任者 園長

（2）虐待防止に関する担当者 主任生活相談員

（3）虐待防止に関する相談窓口 生活相談員

4. 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置

施設に、基準第30条第1号の規定に則って「虐待防止検討委員会」設置し、次の事項を協議、計画する。なお「虐待防止検討委員会」の構成員は、前項に掲げる職員のほか、園長が指名した職員とする。

- ・虐待の防止についての取り組み。
- ・虐待防止のための定期的な研修。
- ・虐待発生時の対応及び原因分析と再発防止に関すること。
- ・その他、園長が必要と認めること。

5. 虐待防止のための職員研修

施設では、基準第30条第3号の規定に則って、職員に対し、虐待防止のための研修を年1回以上実施する。

6. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに健幸長寿課に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

7. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 施設内で虐待等が疑われる場合は、園長（園長が虐待者と疑われる場合は健幸長寿課長）に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくい特徴があることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し、家族、関係機関等に説明を行う。
- (7) 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成30年3月 厚生労働省老健局）」を参考に、対応することとする。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を園長に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「7. 虐待等が発生した場合の相談報告体制」によるものとする。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

9. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、施設内掲示板に掲示するとともに成羽長寿園ホームページにも掲載し公開する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

附則

この指針は、令和5年6月1日から施行する。